

令和3年1月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月25日(月) 午後2時30分

2. 開催場所 高椋コミュニティセンター 3階 大会議室

3. 出席委員 18名(番号は議席番号)

1番 本田 雄揮	2番 高山 重則	3番 加藤 昭治
4番 (欠員)	5番 清兼 義靖	6番 飛田 俊朗
7番 濱中 憲雄	8番 三寺 總左エ門	9番 南出 直美
10番 大川 勝利	11番 西端 勲	12番 岡田 幸夫
13番 伊藤 宏実	14番 藤田 一元	15番 田中 正信
16番 中垣内 勇夫	17番 西端 和雄	18番 伊藤 勉
19番 森 勝義		

4. 欠席委員 0名

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 (欠席)

書記 上野 貴史

(農業振興課)

主事 小林 勇成

次長 西出 政男

書記 伊藤 正則

書記 小林 一裕

6. 提出議案

議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第52号 現況証明願について

議案第53号 農用地利用集積計画の決定について

議案第54号 農地の賃借料の情報提供について

議案第55号 坂井市農作業標準料金の設定について

7. 議事録署名人

11番 西端 勲

12番 岡田 幸夫

事務局次長	<p>只今から令和3年1月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。急遽、池本局長が体調不良となりましたので、西出が代わりに務めさせていただきます。只今の出席委員数は18名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言をされる場合には議席番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。</p> <p>それでは、森会長がご挨拶申し上げます。</p>
森会長	<会長挨拶>
事務局次長	<p>それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に11番 西端勲委員、12番 岡田幸夫委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><説明> では、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」をご説明させていただきます。</p> <p>整理番号52番、申請地は坂井町宮領、田、2筆、合計面積1,413㎡です。譲渡人は新潟市西区青山〇〇さんです。譲受人は坂井町宮領〇〇さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は147アールです。</p> <p>整理番号53番、申請地は丸岡町上金屋、田、3筆、合計面積2,574㎡です。譲渡人は丸岡町上金屋〇〇さんから譲受人丸岡町上金屋〇〇さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は142アールです。</p> <p>以上2件につきまして、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは皆様のご意見を伺います。 ご意見、ございませんか。</p>
議 長	<p>無ければ、お諮りをいたします。 議案第50号は、許可することに決定してよろしいでしょうか。</p>
委 員	<各委員> 異議なしの声
議 長	<p>異議がないと認めます。 議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><説明> それでは、議案第51号、農地法第5条の規定によります許可申請の意見審議について、今月は5件ございます。</p> <p>整理番号64番、賃借権設定の案件でございます。借人は福井市志比口3丁目(株)羽崎組、貸人は丸岡町今市〇〇さんほか2名です。場所は丸岡町今市、田、18筆、合計面積23,174㎡のうち18,299㎡を陸砂利採取のために一時転用するものです。</p>

続きまして、整理番号 65 番、所有権移転の案件でございます。譲受人は丸岡町西里丸岡 ○○さん、譲渡人は丸岡町筑後清水 ○○さんです。申請地は丸岡町筑後清水、現況畑、980 m²を資材置場として転用するものです。

続いて、整理番号 66 番、所有権移転の案件でございます。譲受人は福井市長本町 (株)ミルコン、譲渡人は丸岡町長畝 ○○さんほか 2 名です。場所は丸岡町長畝、田、3 筆、合計面積 3,214 m²です。目的は資材置場として転用するものです。

続いて、整理番号 67 番、使用貸借権設定の案件でございます。借人は丸岡町高柳 佐一農産合同会社、貸人は春江町高江 ○○さんと○○さんです。申請地は春江町高江、田、5,956 m²のうち 388.99 m²を育苗ハウスならびに農機具格納庫としての転用です。

続いて、整理番号 68 番、所有権移転の案件でございます。譲受人は丸岡町四ツ屋 (有)粹、譲渡人は春江町寄安 ○○さんほか 2 名です。場所は春江町寄安、田、3 筆、合計面積 3,816 m²を資材置場として転用するものです。

以上 5 件につきまして、ご審議の程をお願いいたします。

議 長

この案件につきまして、現地確認を行っておりますので、その報告をお願いします。整理番号 64 番、65 番を 12 番 岡田委員、お願いします。

岡田委員

12 番、岡田です。整理番号 64 番、丸岡町今市の砂利採取の案件についてですが、一時転用として深さ 10m で掘るとのことです。仮設道路には鉄板を敷いて路面の養生を行いながら砂利を搬出するとのことでした。また、県道の 10m 手前にタイヤの泥を落とすための水溜を設けるとのことです。くれぐれも近隣住民に迷惑の掛からないようにと伝えておきました。また、近隣には井戸があり、地下 20m から地下水を汲み上げていますが、水質検査をしながらやっていくことを聞いております。

続きまして、整理番号 65 番、筑後清水の資材置場として転用する案件ですが、現況は畑として使用しています。雨水処理については、申請地の西側の水路を使って雨水処理するとのこと。また、資材置場として使用するにあたっては 30cm の盛土と敷砂利を行うことから周囲の営農にも支障はないと思いますので、ご審議の程、よろしくをお願いします。

議 長

次に、整理番号 66 番を 11 番 西端勲委員、お願いします。

西端勲委員

11 番、西端です。整理番号 66 番は水田 3 枚を埋め立てまして、(株)ミルコンの資材置場として転用するもので、西側、南側には L 型擁壁を布設し、雨水処理は北側と東側に門型側溝を設けて南側の排水路へ流下し処理するとのこと。また、南側の排水路法面にはコンクリートを打ち、防草対策も講じることから問題はないと考えます。よろしくご審議の程、お願いします。

議 長

次に、整理番号 67 番を 14 番 藤田委員、お願いします。

藤田委員

14 番、藤田です。整理番号 67 番の案件、場所は春江町高江集落の南東部に位置しまして、集落から 200m の市道沿いで、東側にございました。申請地の地盤高は市道より 30cm 程低く、南北に 43m、東西に 9.0m の敷地にハウスが既に 1 棟建てられていました。ハウスの北側と南側には乗り入れ通路がございまして、コンクリート張りとなっていました。また、ハウス内もコンクリート敷となっており、トラクター、コンバイン、田植機、ロータリー等が乱雑に置かれていました。また、雪が積もっておりまして確認は十分ではありませんが、北側、東側は本人の水田、南側は畦ブロックに接してございました。この件につきまして申請者に尋ねた

ところ、平成 18 年頃に申請地をブロックで囲い、高さ 20cm 程で埋め立てたとのことです。その後平成 28 年頃に、水稻育苗施設並びに農機具等の格納のためコンクリート敷としたとのことです。現在も同様の利用を行っているとのことでした。いずれにしても農業用施設であり、無許可での行為に関し深く反省しているとのことで、始末書も提出され、周囲の営農にも問題はないと思われまますので、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 次、整理番号 68 番を 13 番 伊藤宏実委員、お願ひします。

伊藤宏実委員 13 番、伊藤です。整理番号 68 番、申請地は春江町寄安の田、3 筆であります。既に農振地域からは外されており、今回、転用許可の申請であります。転用の目的は建設関係の資材置場・残土置場等で使用することです。当該地は福井市に隣接する土地でありまして、福井市側は新興の住宅区域で、福井市が管理する道路への乗り入れ許可も得ています。また、坂井市側では西側が隣接農地となるなかで、水田との境界には L 型擁壁を設置する計画です。雨水の排水計画につきましても計画図のとおり処理されることから問題はないと思われまます。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議 長 続いて、地元委員のご意見を伺います。整理番号 64 番を 16 番 中垣内委員お願ひします。

中垣内委員 16 番、中垣内です。整理番号 64 番の案件は、今までこの地区一帯で砂利採取を行ってきたものと同様で、これに続くものです。ほか、現地確認をされた委員さんの説明のとおりですので、よろしくお願ひします。

議 長 次、整理番号 65 番を 10 番 大川委員、お願ひします。

大川委員 10 番、大川です。整理番号 65 番の資材置場として使用される案件につきましては、現地調査されました岡田委員さんの報告のとおりで、特に問題はないと思われまますので、よろしくご審議の程、お願ひいたします。

議 長 次、整理番号 66 番を 1 番 本田委員、お願ひします。

本田委員 1 番 本田です。整理番号 66 番、資材置場の案件につきましては、現地確認されました委員さんの説明のとおりで問題はなく、周りの営農には十分配慮することなので、問題はないかと思われまます。

議 長 次、整理番号 67 番を 8 番 三寺委員、お願ひします。

三寺委員 8 番 三寺です。整理番号 67 番のハウス並びに農機具格納庫の案件につきましてですが、始末書が提出されており、本人も深く反省していること、また、藤田委員が説明されたとおりでございますので、よろしくお願ひします。

議 長 次、整理番号 68 番を 15 番 田中委員お願ひします。

田中委員 15 番、田中です。先程、現地確認に行かれました伊藤宏実委員さんの説明のとおりでございます。何ら問題はないと思われまます。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議 長 それでは、皆様のご意見を伺います。
ご意見ございませんか。

議 長 なければ、お諮りをいたします。
議案第 51 号は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。

委 員 <各委員> 異議なしの声

議 長	<p>異議がないと認めます。</p> <p>議案第 51 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。</p> <p>次に、議案第 52 号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><説 明> 議案第 52 号「現況証明願について」、1 件でございます。整理番号 12 番、出願人は坂井町田島 ○○さんです。場所は坂井町田島、登記地目田、2,000 ㎡です。こちらの方は、昭和 56 年頃より酪農舎として利用し、現在に至っているとのことです。</p> <p>以上、ご審議のほど、お願いいたします。</p>
議 長	<p>この案件につきまして、現地確認を行っておりますので、その報告をお願いします。</p> <p>整理番号 12 番を 11 番 西端勲委員、お願いします。</p>
西端勲委員	<p>11 番 西端です。整理番号 12 番、○○さんの牛舎の案件につきまして、昭和 56 年頃から酪農を営みまして、現在に至っているとのこと。よって、問題はないと思われま。</p>
議 長	<p>続きまして、地元委員のご意見を伺います。</p> <p>9 番 南出委員、お願いします。</p>
南出委員	<p>9 番 南出でございます。私も先日、見てまいりましたが、何ら問題はないと思います。昭和 56 年頃からですので、今から 40 年前に始まったものです。宜しくお願いします。</p>
議 長	<p>本議案に対するご意見を伺います。</p> <p>ご意見、ございませんか。</p>
議 長	<p>なければ、お諮りをいたします。</p> <p>議案第 52 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p><各委員> 異議なしの声</p>
議 長	<p>異議がないと認めます。</p> <p>議案第 52 号「現況証明願について」は、原案のとおり承認いたしました。</p> <p>次に、議案第 53 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p><説 明> 議案第 53 号「農用地利用集積計画の決定について」、説明させていただきます。</p> <p>今回、利用権設定を受ける者、借り手側は 10 名、設定をする者、いわゆる貸し手側は 20 名となっております。利用権設定面積は (1) 賃貸借の部、田の新規計 14 筆、37,601 ㎡、田の更新が計 36 筆、65,046 ㎡、畑の新規並びに更新はゼロ、以上より田畑合わせまして計 51 筆、103,630 ㎡です。</p> <p>次に、使用貸借権の部、田が計 10 筆、13,375 ㎡、畑が計 2 筆、377 ㎡、以上より田畑合わせまして計 12 筆、13,752 ㎡です。</p> <p>以上、ご審議の程よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、皆様のご意見を伺います。</p> <p>ご意見ございませんか。</p>
議 長	<p>なければ、お諮りします。</p> <p>議案第 53 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>

委員	<各委員> 異議なしの声
議長	ご異議がないと認めます。 議案第 53 号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認いたしました。
議長	次に、議案第 54 号「農地の賃借料の情報提供について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<説明> それでは、議案第 54 号「農地の賃借料の情報提供について」、ご説明させていただきます。 農地法第 52 条の規定により、前年 1 月から 12 月までに締結された賃借料を基に、実情を踏まえた賃借料の情報を公開することとなっております。全国農業会議所が発行している農地の賃借料情報の手引きに基づきまして 10 アール当たりの賃借料を算定した結果となっております。 田の第 1 地域の平均額は 13,300 円、第 2 地域の平均額は 10,100 円、第 3 地域の平均額は 9,500 円、畑の平均額は 7,500 円となりました。 尚、目安として圃場の広さや形状等各種条件を考慮し、借手と貸手側で十分に協議して、賃借料を決めていただくこととなっております。又、この値は実勢の集計値であり、拘束力があるわけではないことをご承知頂きたいと思っております。以上、ご審議の程、宜しくお願いします。
議長	この議案に対して、皆さんのご意見を伺います。 ご意見、ございませんか。
西端和雄委員	17 番、西端です。賃借料の金額についてですが、前年との変動額を教えてください。
事務局	説明不足で、申し訳ありません。第 1 地域につきましては、昨年は 13,600 円で 300 円のマイナスとなっております。第 2 地域につきましては、昨年は 9,700 円で 400 円のプラスとなっております。第 3 地域につきましては、昨年は 8,800 円で 700 円のプラスとなっております。畑につきましては、昨年は 9,600 円で 2,100 円のマイナスとなっております。
西端和雄委員	これは私的な意見ですが、コロナウイルスへの対応等の中で、今年のコシヒカリの売渡価格は 13,000 円程となっておりますが、コメ余りなどで来年の価格はどうなるか解らない現状であります。また、農業経営の支出において、借地料の占める割合は大きい状況です。農家の現状とこれからの農業を考えますと、賃借料の額を決めるにあたっての指針を示して頂きたいです。算定には、土地改良の賦課金や水田の大きさ・形状などの耕作条件、その他の費用を含める形での基本的決め方を教えてください。以上です。
議長	事務局から算出方法を説明してください。
事務局	この計算の方法ですが、1 月から 12 月までの 1 年間の農用地利用集積計画で取り扱われた賃借料を全てデータ化し、計算したものです。データの中には、極端に高いものもあれば低いものもありますので、計算の過程ではそれらの値は削除し、7 割以内に収まる値の賃借料を使って平均額を算出させていただいております。
西端和雄委員	それはあくまでも現在の平均額であって、コロナウイルスの問題などに影響を受けて米の値段も下がるばかりの中で、農業の現状を考えると益々農業をやっていくには悪い状況・条件となっております。この賃借料は参考値というけれど、これが基本になっているのが現状です。これからの農業を考えると算出の方法を変えていただきたいということです。

議 長 大変わかるんです。事務局としては参考値と言っても、一般の人はこの値が標準になってしまう状況です。物指しがはっきりしていないから、このような算定になってきたのです。また、これは難しい問題でもあります。

西端和雄委員 来年以降で結構ですから、軸足を移して現在の農業の問題を考慮して、算定の方法を考えて行ってほしいということです。

議 長 この問題については、今後の課題として皆さんと一緒に考えていきたいと思います。

他に、ございませんか。

加藤委員 3番、加藤です。確かに西端委員さんが言われることは、毎年の総会で同様の意見が出され問題になっていることではありますが、三国の丘陵地における水や経常賦課金の経費については、農林水産省は農地の所有者が負担するべきとの考えを持っています。それと、丘陵地の畑地の単価は2,100円下がっています。これは実質的に耕作放棄地や作り手がないことによるもので、西端委員さんが言われることは、十分に理解できますし、会長の言われる通りこれからの問題だとも思います。また、これはあくまで参考の金額であり、そうでないと農業委員会としては今後、情報提供が出来なくなります。他の行政はここまでの詳細な情報提供はしていません。よって、これらを踏まえながら、たたき台として納めて頂けたらと思います。

議 長 他に、ございませんか。
なければ、お諮りいたします。
議案第54号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

委 員 <各委員> 異議なしの声

議 長 ご異議がないと認めます。
議案第54号「農地の賃借料の情報提供について」は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第55号「坂井市農作業標準料金の設定について」を議題といたします。事務局、説明を求めます。

事務局 <説 明> それでは、議案第55号「坂井市農作業標準料金の設定について」の説明をさせていただきます。今回、議案とは別に、別紙資料（前年との料金比較表）も併せて見て頂ければと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。まず、農作業の委託者・受託者間で適正な農作業料金を設定できるよう、その目安とする標準料金を定めたものが表の結果のとおりでございます。算定につきましては、福井県農業会議が作成しております福井県農作業料金設定指針を参考とさせて頂きまして、坂井市の10アール当たりの平均料金を算出したものとなっております。燃料費、労務費、機械購入費等につきましては、福井県農業会議から情報提供されたものを使用し、算出しております。燃料のガソリンは今年142円（9円安）、軽油86円（12円安）、混合油175円（9円安）、労務（オペレータ）賃金は2,500円、一般賃金は1,153円（1円増）です。機械購入費につきましては、トラクター、全自動糞摺り機、田植え機、ロータリーシーダー、コンバイン等の一部の機械で購入価格が上昇しています。

稲作は土壌改良剤散布作業1,010円（10円増）、プラウ耕作業5,980円（20円減）、レーザー均平作業12,990円（10円減）、畔塗り作業4,000円（10円減）、耕起作業4,980円（40円減）、砕土作業3,990円（10円減）、

代かき作業 4,500 円 (10 円減)、田植作業 7,680 円 (80 円増)、防除作業 (ラジコンヘリ) 1,500 円 (200 円増)、収穫作業 16,940 円 (20 円減)、その他につきましては前年と同額となっています。

又、新規の防除作業 (ドローン) につきましては、福井県農作業料金設定指針に新規掲載されたことにより、これに基づき計算し、1,230 円とさせていただきます。

麦作につきましては、溝堀り作業 1,480 円 (20 円減)、弾丸暗渠作業 920 円 (20 円減)、収穫作業 10,410 円 (100 円増)、その他については前年と同額となっています。

大豆につきましては、耕起・畝立・施肥・播種作業 8,550 円 (130 円増)、溝堀り作業 1,480 円 (20 円減)、培土作業 3,870 円 (40 円減)、収穫作業 10,940 円 (100 円増) となりました。

そばにつきましては、福井県農業会議が県下 16 ヶ所へのアンケート結果を基に算出していることから、これを参考にさせていただきました。その結果、耕起・畝立・播種作業 8,150 円 (90 円減)、溝堀り作業 1,210 円 (20 円減)、収穫作業 8,880 円 (140 円増) となりました。その他の作業につきましては前年同額です。以上で、説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長

この案件につきまして、皆様のご意見を伺います。

西端委員

17 番、西端です。福井県農業会議が算定したドローンの料金についてですが、刈取り作業では、何条の機械で作業しても料金は変わらないとの観点から、防除作業のラジコンヘリとドローンでは散布料金が異なるのは、燃料と電気代の違いから異なる料金になるのかと思いましたが、申し上げました。

議 長

他にございませんか。

なければお諮りをいたします。

議案第 55 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

委 員

<各委員> 異議なしの声

議 長

ご異議がないと認めます。

議案第 55 号「坂井市農作業標準料金の設定について」は、原案のとおり承認いたしました。

議 長

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

(午後 3 時 30 分 議事終了)